

令和4年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年4月25日（月）第4回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	16番 廣 瀬 博
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	(17名)

欠席委員 15番 神 山 卓 也

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書3ページ2番の件について、家族の人数及び耕作面積の修正を、議案書8ページ9番の件について、土地の地番と面積の修正を、議案書14ページの農地利用集積計画の新規の小計の地積の修正を依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午後3時00分、第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。  
5番 星 野 哲 朗 委員、13番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、売買5件、贈与2件、計7件の許可申請が提出されました。

別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、玉田町の売買の件は、今玉田町では圃場整備を進めていて、その中で宇都宮市の●●さんの田の中に、幸町2丁目の●●さん名義の田251㎡があるのが分かったとのこと。問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎星野哲郎委員 2番、田と畑27筆63, 722㎡の贈与申請です。場所は下沢で、1筆だけ加園の地域ですが、西小から北東に約1kmのところになり一帯に点在しています。譲渡人は下沢の●●さん、譲受人は息子の●●さんです。●●さんは57ha以上米を耕作している大規模な担い手の方で、グリーンライスという会社を経営されております。今回、田を手放す人から購入した分を息子である●●さんに贈与するという事です。特に問題ありませんのでご審議をよろしくお願いします。

◎竹澤 靖委員 3番、●●さんから●●さんへの売買です。現地は周りに道路が無く、農地に入るには畔上さんの農地を通るしかない。現在、農地は●●さんが管理しておりますので何ら問題ありません。今後とも野菜を作っていく計画でありますのでご承認をお願いします。4番、贈与の件についてですが、●●さんから●●さんへの贈与になります。何ら問題ありませんのでご承認の程よろしくお願いします。

◎吉高神 勇委員 5番、藤江町の件は、譲渡人が藤江町の●●さんから譲受人が上奈良部町の●●さんへの売買です。●●さんは藤江町で自所有地2.9haと借地0.7haで稲作、そしていちご18aを経営しています。今回の売買につきましては、●●さんが以前、地続きの●●さん所有の畑にいちごのランナー等を植えて借りていたところで、問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 6番、野沢町の件は、東京都新宿区と三鷹市の●●さんと●●さんから野沢町の●●さんへの売買で、その田は●●さんの宅地にくっついている169㎡の土地です。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎青木正好委員 7番の売買の件ですが、先ほど鈴木委員の話のとおり6番の●●さん、●●さんが所有している田を北半田の●●さんが売買するという事ですが、東北自動車道のちょうど横にある1枚の田15aくらいですが、その中に184㎡だけ●●さんの土地が残っ

ていて今まで借りていました。今回ぜひ購入したいということで引き続き●●さんが耕作していくということですので、何ら問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、栃窪における●●さん申請の植林を行う転用については東を雑種地、西と南と北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する「第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（安生芳子委員） 4月15日に、私と星野委員、橋本局長、宇賀神係長、田野井主査の5名で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。ここは鹿沼南高校から北西に約2.4kmのところ、少し高い木があり日照が少し悪い状況でした。周囲の状況から問題無いと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、栃窪の件は、登記地目が山林、現況地目が畑になっている●●さんの土地8,988㎡を、植林をして登記・現況とも山林にしたいとのこと。問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、西鹿沼町における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用については、東と北を畑、西を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当しま

す。2番及び3番は、いずれも高谷における●●申請の園芸用土採取とその搬出入路への一時転用であり、一体利用のため併せて説明いたします。2番は園芸用土採取場であり、3番は採取場西側への搬出入路です。申請地は東と南を道路、西を畑と道路、北を畑に囲まれた農地です。また両申請地はともに農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものがあります。4番、高谷における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を田と道路、西と北を道路、南を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。なお、本申請地は許可前に資材置場として使用されていたことから始末書付きとなっており、一時転用完了後には農地へ復元することとしております。5番、仁神堂町における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑と山林、西を道路、南を畑と山林、北を宅地と山林に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番、村井町における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を田と道路、西と南と北を水路に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお、本申請地は市街化区域と市街化調整区域にまたがった土地であり、市街化区域の転用届出との同時申請となっております。7番、上殿町における●●申請の駐車場への転用については、東と西を道路、南を畑、北を雑種地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、下奈良部町における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を道路、西と北と南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。9番、上南摩町における鹿沼市申請の水源地域振興拠点施設への転用については、東と南を山林、西を畑と道路、北を畑に囲まれた農地です。本申請の水源地域振興拠点施設は、事業地内に農産加工所や農村レストラン、温泉施設等を建設し、キャンプ場を整備する計画となっており、令和6年4月頃にオープン予定です。事業概要につきましては、先立って昨年10月農業委員会総会にて、事業担当課職員より説明をさせていただいたところです。また昨年12月総会にて、事業地周辺の山林化した農地の非農地判断について協議をいただいたところです。今回の申請では、鹿沼市取得予定の総面積 約52,156㎡のうち31,793㎡の農地について転用するものです。なお、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番、白桑田における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑と山林、西を道路、南と北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。11番、入粟野における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と南を田、西を道路、北を水路に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお、本申請地は許可前に倉庫が建てられていたことから、始末書付きとなっております。12番、上永野における●●さん申請の駐車場及び進入路への転用については、東を畑、西を道路、南を畑と道路、北を宅地と道路に囲まれた農地であり、所有者である●●さんからは使用貸借、●●さんからは賃貸借により借り受けすることとなっております。また申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。なお、本申請地

は許可前に製粉所が建てられていたことから、始末書付きとなっております。以上、5条転用12件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（安生芳子委員） 議案第3号農地法第5条の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、西鹿沼町の件は鹿沼市民文化センターから西に400mのところ、使用貸借権設定による一般住宅への転用です。2番と3番については、市立菊沢東小学校から北へ約600mのところ、2番は貸借権設定による園芸用土採取への一時転用、3番は使用貸借権による園芸用土採取の搬出入路となっております。4番、高谷の件は、市立菊沢東小学校から北へ約800m、貸借権設定による園芸用土採取の一時転用です。5番、仁神堂町の件は、県立鹿沼東高校から南西へ約450m、貸借権設定による園芸用土採取の一時転用です。7番、村井町の件は、県立鹿沼商工高校から西へ約400m、貸借権設定による太陽光発電設備への一時転用です。いずれも周囲の状況から問題はないとみてまいりました。

◎現地調査員（星野哲朗委員） 7番、上殿町の田52㎡の貸借権設定による駐車場への転用申請です。場所は鹿沼高校から南東へ約450mの道路に面したところです。譲渡人は万町の●●さん・●●さん、譲受人はガソリンスタンド経営の東京の●●です。駐車場は道路の反対側にあるキグナス石油が使用することです。特に問題無しとみてきました。8番、下奈良部町の畑440㎡の貸借権設定による住宅への転用申請です。場所は県立鹿沼南高校から西へ約550mのところ、譲渡人は下奈良部町の●●さん、譲受人は緑町の●●さんです。●●の息子である●●さんが住宅新築のための転用で特に問題無しとみてきました。9番、上南摩町の水源地域振興拠点施設のための畑と田、地権者9名、52筆、31,793㎡の売買による転用申請です。場所は市立上南摩小学校から南西へ約300mのところ、譲渡人は上南摩町の●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、譲受人は鹿沼市です。場所は3段階ほどの高低差がある広い場所で、西は山、東は南摩川があり、大変眺めの良いところで自然と共存した大変良い施設ができるものとみてまいりました。10番、白桑田の畑11,348.80㎡の貸借権設定による園芸用土採取及び搬出入路への一時転用申請です。場所は市立津田小学校から北へ1.3kmのところ、譲渡人は白桑田の●●さん、磯町の●●さん、千葉県(亡)●●相続人の●●さん、譲受人は千渡の●●です。畑は耕作されていない原野の状態でした。特に問題無しとみてまいりました。11番、入粟野の田畑2筆1,258㎡の売買による太陽光発電設備への転用申請です。場所は前日光つつじの湯交流館から東へ約1.4kmのところ、譲渡人は東末広町の●●さん、譲受人は東京の●●です。草が生い茂る状態で、営農組合名義の建物が建ってしまして始末書付きでの申請となります。高台にあり日当たりも良く問題無しとみてまいりました。12番、上永野の畑6筆1,813㎡の使用貸借権・貸借権設定による駐車場及び進入路への転用申請です。場所は永野小学校から東へ約200

mのところでは。譲渡人は上永野の●●さん、上永野の●●さん、譲受人は上永野の●●さんです。●●さんは蕎麦店を経営しており、更に庭園ガーデンを整備して来店客が増加して駐車場が手狭になったためとのこと。親である●●さんの畑には既に蕎麦の製粉所の建物が建っており、始末書付きでの申請となります。特に問題無しとみてまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、西鹿沼町は西鹿沼町の●●さんが息子夫婦である●●さん、●●さんの住宅を建てるための使用貸借権設定の申請です。息子夫婦はアパート暮らしをしております。先日、高村推進委員と一緒に現地確認をしてみました。案内図にありますとおり南側を道路に面しており北側が実家である●●さんのお宅になります。実家のすぐ南側に住宅を建設されるということで、父親も高齢で今後のことを考えても息子夫婦が来るのは良いとみてまいりました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎田島正男委員 2番と3番の高谷の件は関連していますので一括して説明します。2番の高谷の農業●●さんの畑5, 103㎡を高谷の園芸用土採取販売業●●への貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用で、3番は園芸用土搬出入路として大貫恭司さんの畑1, 291㎡の内188.55㎡を一時転用するものです。問題ありませんので、ご承認をお願いします。4番の高谷の件は、高谷の●●さんと●●さんの畑、合わせて3, 578㎡を高谷の園芸用土採取販売業●●へ貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用ですが、ご報告のとおり現地には砂利がひかれ盛土もされているということで、始末書付きということでご承認をお願いします。5番の仁神堂町の件は、仁神堂町の農業●●さんの畑2, 879㎡を深津の園芸用土採取販売業●●さんへ貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎吉高神 勇委員 6番の件でございますが、村井町の譲渡人●●さんから譲受人が宇都宮市の不動産業●●の貸借権設定による太陽光発電設備設置のための申請でございます。当該場所の一角には既に太陽光発電施設が建っております。また農地の有効利用ということが一番という感じもしております。ただちょっと問題に出すかどうか分かりませんが、周辺の水路が今後例えば太陽光発電施設として借りている人とか買う人が水路の管理をできるかどうか危惧されているところがございます。現地調査員の報告のとおり問題ありませんが、そのような危惧もありますので併せて報告させていただきます。7番の上殿町の件でございますが、譲渡人●●さん、●●さんから●●の社員駐車場のための農地転用でございます。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎廣田和世委員 8番、下奈良部町の●●さんから●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。●●さんは●●さんの息子であり問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎奈良茂男委員 9番についてご説明いたします。上南摩町の件は、市立上南摩小学校より南西へ約300mのところ、ここは皆さんもご承知のとおり思川開発事業南摩ダムに関係する申請地であります。先に水源地域整備室より説明があった場所で、譲渡人9名、52筆、地積面積31,793㎡、鹿沼市の水資源地域振興拠点施設、仮称ハーベストセンターへの売買による転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませぬのでご承認をお願いします。

◎安生芳子委員 10番の白桑田の件ですが、農業●●さん、●●さん、(亡)●●相続人●●さんの土地を、園芸用土販売業●●への賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路のための一時的転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませぬのでご承認をお願いします。

◎大森用子委員 11番、入栗野の●●さんから●●への太陽光発電設備への売買です。現地調査員の説明のとおりですが、小屋の方は地域の方と相談して使用するという事です。始末書付きですがよろしくお願ひいたします。12番、上永野の●●さんの使用貸借権と●●さんの賃借権設定の駐車場及び進入路への農地転用です。現地調査員の説明がありましたとおり製粉所は建っておりました。これは父親である●●さんが建てたということで息子さんの●●さんは今回初めて知ったということです。そして●●さんはいろいろな花を作って集客をどんどんするという事で、現在駐車場が手狭になってしまいました。そのため駐車場を広げるといふことで、地域の活性化のためにも頑張っておりますのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 9番について確認ですが、案内図の破線の部分が事業地全体で斜線の部分が今回の農地転用部分ですよね。その間がこの前に非農地判断をした部分ですよね。そうすると破線と斜線の間には農地はもう存在していないと考えて大丈夫ですね？

◎事務局(田野井主査) お答えいたします。竹澤委員がおっしゃられたとおり斜線部分が今回農地転用するところで、斜線部分以外が前回、事業担当課と調整して非農地判断で農地ではないとしたものですので、農地はこれ以上出てこないことになります。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(渡邊主事) 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼

---

市長より令和4年4月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書10ページから14ページをご覧ください。新規の利用権設定が、18件、45筆、82,638.69㎡となっております。続いて、議案書15ページをご覧ください。更新の利用権設定が、3件、6筆、14,082㎡となっております。続いて、議案書16ページから17ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、4件、15筆、34,215㎡となっております。続いて、議案書18ページをご覧ください。所有権移転が1件、7筆、6,538㎡となっております。これら合計26件、73筆、面積137,473.69㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。審議をお願いいたします。

◎議長は、1番から26番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から26番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後2時5分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年4月25日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_